

高松市保険給付費適正化プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 増大する国民健康保険及び介護保険に係る保険給付費の適正化について、関係課が連携を強化し、効率的・効果的に集中して取り組むため、高松市保険給付費適正化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険給付費の実態に係る分析に関すること。
- (2) 保険給付費の適正化に関する計画の策定及び検証に関すること。
- (3) 疾病の早期発見及び予防、後発医薬品の活用その他保険給付費の適正化に関する周知啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロジェクトチームの設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、リーダー及び班員で組織する。

- 2 リーダーは健康福祉局次長（政策担当）を、班員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 リーダーは、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

- 2 プロジェクトチームの会議は、リーダー及び班員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 リーダーは、所掌事項に関し必要があると認めるときは、班員以外の者から資料の提出、意思の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 プロジェクトチームの事務局は、健康福祉局国保・高齢者医療課に置く。

(専任職員)

第6条 健康福祉局国保・高齢者医療課、健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター及び健康福祉局保健所保健センターにおいては、次に掲げる事務(第2号に掲げる事務にあつては、健康福祉局国保・高齢者医療課に配置される専任職員を除く。)を効率的かつ集中的に処理するため、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をプロジェクトチームの専任職員として配置するものとする。

(1) 当該所属における所掌事項に関する調査研究に関すること。

(2) 前条の事務局が行う事務の補助に関すること。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーがプロジェクトチームに諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職 名
健康福祉局次長 (リーダーにもって充てられた者を除く。)
長寿福祉部長
政策課長
地域政策課長
国保・高齢者医療課長
長寿福祉部長寿福祉課長
長寿福祉部介護保険課長
長寿福祉部地域包括支援センター長
保健所保健センター長
産業振興課長

別表第2（第6条関係）

所 属	職 名
国保・高齢者医療課	課長補佐、副主幹、係長又は主査で、課長が指名する者
長寿福祉部地域包括支援センター	保健師長、主任保健師又は保健師（介護支援専門員の資格を有する者に限る。）で、センター長が指名する者
保健所保健センター	保健師長、主任保健師又は保健師で、センター長が指名する者